

小規模保育事業A型K&M 's 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

設置者	株式会社K&M 's 代表取締役 椎貝 典子
所在地	東松山市上唐子 1469
電話番号	0493-21-7115

2 利用施設

施設の種類	小規模保育事業A型	
施設の名称	なないろK&M 's	
施設の所在地	東松山市上唐子 1469	
連絡先	電話番号：0493-21-7111 FAX：0493-21-7111（兼用）	
管理者	椎貝 典子	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の児童	
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童	7人
	満1歳未満の児童	3人
開設年月日	平成30年4月1日	
事業所番号	1121252000040	

3 サービスの目的・運営方針

小規模保育事業A型なないろK&M 's（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする満3歳未満の児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する満3歳未満の児童（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

設備等	部屋数	面積	備考
乳児室	1室	10.369 m ²	
1歳児室	1室	14.492 m ²	
2歳児室	1室	9.937 m ²	
観察室	1室	3.31 m ²	
調理設備	1室	8.281 m ²	
トイレ	3室	11.881 m ²	園児用1室 7.740 m ² /職員用2室 4.141 m ²

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1	1		
保育士	4	3	1	看護師も保育士とみなす
保育従事者	0	0	0	保育士資格を有さない
調理員	1	0	1	
その他	2	0	2	小児科医1 事務1

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（9：30～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～16：30） または（9：30～18：30）
調理員	正規の勤務時間帯（10：00～13：00）
その他	正規の勤務時間帯（9：30～18：30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）、日曜日、祝祭日休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

開所・保育時間	平日			土曜日		
	7:30	～	19:30	7:30	～	19:30
開所時間	7:30	～	19:30	7:30	～	19:30
11時間保育	7:30	～	18:30	7:30	～	18:30
8時間保育	8:30	～	16:30	8:30	～	16:30

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内（11時間）で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

（なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の利用者負担金の他に、別途延長保育料が必要となります）。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の利用者負担金の他に、別途延長保育料が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定地域型保育
- (2) 延長保育
- (3) 自園調理による食事の提供

9 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を、お子さまの保育を実施する月の10日までに（契約期間の始めの月は契約期間の始めの日までに）、当園へお支払いいただきます。なお月途中の利用開始、利用終了時の保育料は、東松山市指定の方法によります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が3号認定児童でなくなったとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科（小児科）

医療機関の名称	当園内に小児科医2名在籍の為、外部委託は致しておりません。
医 院 長 名	
所 在 地	
電 話 番 号	

(2) 歯科

医療機関の名称	トリス矯正デンタルクリニック
医 院 長 名	鳥巢 隆弘
所 在 地	東松山市西本宿 1859-1 2F
電 話 番 号	0493-53-4182

1.2 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 長谷川 由紀代 ・ご利用時間 9時00分～17時00分 ・電話番号 0493-21-7111 ・F A X 0493-21-7115 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 嶋野 奈津子 ・所属 東松山市民生委員・児童委員 ・東松山市大字石橋 67-1 ・電話番号 090-9298-7586

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 ・非常口 ・消火器 ・その他、カーテン等の防災処理
避難・消火訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 ・消防署員立ち合いによる避難・消火・通報訓練は、年2回以上実施します。

1.4 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険金	負傷：医療費の額の約4/10

1.5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1.6 連携施設

当園では現在のところ連携施設の設定はありません。

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由 及び目的	金額
連絡帳	そのつど集金	450円
防災設備協力金	防災ヘルメット等は個人購入 させる事の無いよう協力金で 賄う	年額 500円

2 延長保育に係る利用者負担（延長保育料）
30分あたり1,000円（1回あたり）

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。ただし、領収印の押印等によりこれに代える場合もあります。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：なないろK&M's

所在地：〒355-0077 埼玉県東松山市上唐子 1469

説明者職名：施設長 椎貝 典子

私は、書面に基づいて小規模保育事業 A 型保育施設なないろK&M's の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 : 印

児童から見た続柄 :

改訂：KM—202409FU